

施設名	地域による利活用の状況	本年度（令和3年度）の成果／課題
こども文化センター	・こども文化センターは、子どもを中心に様々な世代が集まり・つながりながら、“遊び”を通して様々な体験や経験をし、自尊心や他者への信頼感などを育む、子どもの健全育成を目的とした施設であり、設置目的達成のため、子どもの健全育成を行う地域団体の育成や活動支援に取り組んでいる。 ・そのため、地域団体が行う会議やイベントの場として活用するなど、一定の利活用が進んでいるほか、リソグラフなどの資機材については有料で利用できる施設も多く、地域団体等が資料作成を行う際の支援につながっている。	●成果 ・老人いこいの家利用者をはじめとした多様な世代との地域交流事業に取り組むなど子どもの多様な体験や活動を通じた児童の健全な育成に取り組むとともに、市民活動の拠点として活用が図られるよう施設の運営を行った。 ・コロナ感染拡大に伴う施設の利用制限等により、引き続き3つの密を回避できないイベントや団体利用を中止したが、利用者のニーズを踏まえて、手法の見直しやオンラインを活用した複数の館が連携したイベントの企画など、コロナ禍ならではの工夫した事業を展開している。 ●課題 ・地域や関係機関等との連携を図りながら、多世代交流の促進や地域人材の育成・活動の場の提供などを進め、地域で様々な活動を行う団体等とつながりながら、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支えるしくみづくりを進めていく必要がある。
いこいの家／いきいきセンター	・いこいの家は市内に48か所あり、高齢者に対し健全な憩いの場を提供し、高齢者の心身の健康増進を図ることを目的とした施設である。 ・いきいきセンターは市内に7か所あり、高齢者の生活相談、健康相談、機能回復訓練など、老人福祉のための施設として利用されている。 ・いこいの家の利活用については、IRAP策定に伴う夜間・休日等施設開放事業を実施しており、利用時間外（平日・土曜日17時～21時、日曜日9時～21時）であれば、施設が有する大広間や会議室などを市民団体が無料で利用できるだけでなく、施設内での飲酒を除く飲食や活動に必要な物品等の費用徴収も認められているなど、地域による利活用が可能な環境となっている。	●成果 ・夜間・休日等施設開放事業については、委託業者が市民団体等からの利用希望受付をしており、希望日時に利用できない場合には、別日を調整するなど、適切な対応に努めている。なお、令和4年度以降は、ウェブサイトによる利用受付を開始する予定であり、より多くの様々な人が幅広く利用できるよう、取り組んでいく。 ・いこいの家及びいきいきセンターでは、運営委員会のほか、利用者アンケート等により、利用者の意見・要望の把握と利用者意見の反映に努めており、今後も利用者数の増加等に取り組んでいく。 ●課題 ・利用希望者が少ない点を含め、利用者以外の市民団体等からのニーズ把握の手法を検討していく。
学校（学校施設有効活用事業）	・校庭、体育館、特別教室等の学校施設を、地域における市民のスポーツ・レクリエーション、生涯学習、文化活動、市民活動などの場として、学校教育に支障のない範囲で、あらかじめ登録した団体に平日の夜間や休日に開放する、学校施設有効活用事業を昭和39年度から実施している。 ・また、これまでの仕組みでは十分に活用されていない特別教室等について、地域で自由にタイムシェアするなど、更なる活用を目指す試み「Kawasaki 教室シェアリング」に取り組んでいる。 ・その他、自治会の盆踊りや近隣の保育所等の運動会など、一時的な利用については、学校施設の目的外使用許可により行われている。	●成果 ・校庭145校、体育館166校、特別教室134校において、学校施設を開放した。 ・「Kawasaki 教室シェアリング」については、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、新たな取組は実施できなかったものの、今後の取組の推進に向け、庁内横断的な検討を進めるための庁内体制を構築した。 ●課題 ・地域の核である学校という資源を有効に活用するため、学校教育上支障のない範囲で市民が自由にタイムシェアできる場所となるよう、庁内横断的な検討を進めながら、セキュリティの確保等の課題解決に向け、様々な試行実施に取り組んでいく。
市民館	・市民館は、市民の生涯学習を支援していくための社会教育施設として、市民利用を目的とした施設であるため、地域による利活用は施設本来の目的の一つと言える。 ・このため市民館は、基本的には誰でも利用できる施設として運営され、利用時間は年末年始及び月1回の休館日を除き9時から21時まで開館し、ホールや大会議室、視聴覚室や料理室など、様々な施設を設けている。 ・コピー機などの資機材などについても有料で利用できる。	●成果 ・施設窓口にインターネット検索用端末を配置（操作は職員）して学習相談対応（生涯学習情報の検索・案内等）などを行っており、施設相談（地域の施設の紹介）などについても行うようにしている。 ・施設状況によって対応は異なるが、可能な範囲内で共有部分に椅子・テーブルを設置して談話できるスペースを確保するなど、利用者同士の交流を図るために気軽に利用できるフリースペースの確保に取り組んでいる。 ・市民館事業を小学校やこども文化センターなどの身近な他の公共施設で行うアウトリーチ型の事業に取り組んでいる。また、地域人材の育成については、講座の実施だけではなく、職員がサポートしながら市民が主体的に事業の企画運営に取り組む事業を実施するなどの取組を進めている。 ●課題 ・飲食のルールの見直しや営利目的ではない販売の取扱いについての検討は、教育文化会館・労働会館の再編整備や新宮前市民館・図書館の移転などに向けて進めている各管理運営計画の検討に併せて行っている。
図書館	・図書館は、図書資料等の収集・保存・提供を通じて、市民の学びの機会を確保するための施設でありながら、可能な範囲で、市民団体による閉館時間を利用した夜のお話会や、ぬいぐるみのお泊り会などを、図書館業務に影響のない範囲で行っている。 ・また、図書館は情報を求める来館者が多く、チラシ等がはけやすい特性があるため、地域活動の周知には一定の効果を果たしている。	●成果 ・情報を求める来館者が多いためチラシ等がはけやすく、幅広い年代の方が来館するという図書館の特性を活かして、様々な庁内他部署や市民団体等と連携したパネル展示等の事業を行い、関連する特集本コーナーを設置し、地域の情報発信の場としての活動を進めた。 ・図書館事業を身近な公共施設で行う手始めとして、今年度は各図書館で1回は市民館や学校図書館等他施設に出向いての事業を検討し、実施が可能な館は実施した。（感染拡大の状況により実施がかなわなかった館もある） ●課題 ・時差・交代勤務による館運営と出前での事業参加の両立には、マンパワーに限界がある。 ・企画への参加方法をリモート化するなどさらに検討を進める。
区役所／市民活動コーナー	・区役所は、本来、市職員が行政サービスを提供するための庁舎であるため、住民利用を想定していない施設である。 ・一方、区役所の役割として、市民の地域活動の支援もあることから、団体事務の場合は庁舎会議室の利用やピロティ等でのイベントの実施など一定程度の利活用が図られている。 ・各区庁舎には市民活動コーナーを設置し、市民団体等の運営により、会議室や作業室の利用が出来ることや、コピー機などについても有料で利用できる。	●成果 ・庁舎への利用の相談があった際には他の公共施設への案内をする等の運用が進められている。 ・中原区役所において、敷地内にあった仮設園舎の跡地を芝の広場としてリニューアルし、いつでも・だれでも利用できる場として開放した。 ・中原区民交流センターのフリースペースや会議室について、地域の方と無印良品が協働でレイアウト等を考え、観葉植物を置くなどリニューアルを行った。 ・リニューアルされた生田出張所の庁舎に設置された多目的スペースを開庁時間帯であれば誰でも利用できるフリースペースとして提供したことで、グループでの交流などが行われ、まちのひろばとして活用されるようになった。 ・幸区役所において、ドラマや映画での撮影希望があったため利用許可を行った。 ●課題 ・営利目的ではない物販の判断が難しく、公共公益性の判断事例等についての共有が求められる。

公園 多摩川河川敷	- 公園及び多摩川河川敷は自由利用が原則であるため、一部の禁止行為はあるものの、本来はボール遊びや手持ち花火程度の火気の使用なども可能となっている。 - 市民が主体となった管理運営協議会の管理が進んでおり、管理運営協議会や町内会が主催する行事、市が後援するイベント等であれば行うことが出来る。 - 地域のイベント等であればキッチンカーの出店も可能であり、利用料は発生するものの、興行や競技会などを行うことも出来る。	●成果 - 橘公園において、地域ニーズの把握や事業の収益性・有効性を検証する目的として、飲食・物販サービスの提供や地域交流イベントの開催等の社会実験を実施した。 - 王禅寺四ツ田緑地において、利活用運営の委託により、試行的に週1回程度緑地の一般開放を行い、様々な自然遊びを体験できるようにするとともに、団体利用の方の主体的な管理や利用者の保全活動への参加を促し、保全と利活用の好循環の創出の取組を進めた。 - ボール遊びができる場所を確保するため、大師球場において地域への開放を実験的に実施し、小田、桜川、池上新田の各球場を含め、本格実施に向けた準備を進めた。 - 宮前区の公園において、柔軟かつ多様な利活用とともに、公園の適正な利用や、維持管理の取組を推進するため、公園の利活用に関するガイドラインを定めた。 - 丸子橋河川敷において、公募により選定された民間事業者による、キッチンカー、管理されたバーベキュー場、キャンプ場、出張動物園や水上サイクリング等の社会実験の実施や、多摩川河川敷（登戸地区）において、小田急電鉄と共催により、多摩SDC、NPO法人多摩エコミュージアム、近隣カフェ等地域人材と連携し、「多摩川・登戸 カワノバ」の実施など、魅力的な利活用の取組を進めた。 ●課題 - 継続的な利活用に向け、事業性や地域人材との連携の向上等が必要。
道路（市道）	- 道路は、一般交通のための使用が本来の目的であるものの、地域の活性化や賑わいの創出のため、公共団体や地域住民、本市が後援する団体等による活用が認められるなど、一定程度の利活用が図られている。 - また、新型コロナ対策による密集回避策として、飲食店が面する歩道上にテーブルやイスの設置を認めるなど、柔軟な対応も行っている。 - イベントや祭礼等で、一時的に設けるものであれば、道路管理者の許可を得た上で、飲食や販売行為の使用も可能となっている。	●成果 - 新型コロナの影響を受ける飲食店等を支援するための路上利用（テイクアウトやテラス営業等）を令和4年9月30日まで延長し、本制度を活用して、川崎駅東口周辺の4商店街においてテラス営業等を実施している。 - 平成30年度から継続している川崎駅周辺の公共空間の有効活用として、まちのにぎわい創出や回遊性向上、地域経済活性化等を目的に、JR川崎駅東口駅前広場において、実証実験としてイベントを開催しているが、令和3年度はこれまでの実証実験を踏まえ、イベントの恒例化を目的として、まちづくり局と協力しながら、イベント事業者を応募・選定し、11月から毎月3、4日程度イベントを開催した。 - 開催したイベントについて、イベント事業者や近隣商店街、来場者にアンケートを実施し、内容や開催時間、周辺環境への影響など課題の抽出を行っている。 ●課題 - 道路の利活用については、交通への影響や安全性を考慮し、道路本来の目的を阻害しないようにする必要があることから、庁内外と十分に調整する必要がある。
河川	- 河川や水辺の利用は自由利用が原則であるため、飲食や釣り、水遊びなどを行うにあたって、特に制約はない。 - 地域においても水辺を利用した演奏会や灯籠流しなどが行われており、飲食や営利行為ではない販売についても認められている。	●成果 - 新型コロナウィルスの関係もあり、利活用の事例はなし。 - ドラマや写真撮影の利用希望があり、市民の妨げにならない範囲での許可をした。 ●課題 - 引き続き、河川の利用の周知が課題である。